

学校教育法の改正について（要旨）

注：今回の改正は、全ての大学に関する一般的なものであり、点線での囲いの部分は、法科大学院に関して注記したものと

第一．専門職大学院制度の創設

一．専門職大学院制度

大学院の目的として、高度専門職業人の養成を明確に位置付けるとともに、大学院のうち、専ら高度専門職業人の養成を目的とするものは、専門職大学院とする。

法科大学院は、専門職大学院の一類型としての位置付け。

二．専門職学位

大学は、専門職大学院の課程を修了した者に対し、専門職学位を授与するものとする。

法科大学院の課程を修了した者に対しては、国際的通用性も勘案して、「J.D.(Juris Doctor)」に相当する例えば「法務博士(専門職学位)」などの学位を授与。

第二．認可制度の見直し

一．認可事項の届出化

これまで公私立の大学等が学部等を設置する場合には一律に認可が必要であったが、授与する学位の種類及び分野を変更しない場合は、認可を要せず、届出で足りることとする。

法科大学院の課程を新設する場合には、新たに専門職学位を授与することとなるので認可が必要。

法科大学院の設置認可については、その審議会における調査審議に法曹が参画。〔法曹養成のための法科大学院の教育と司法試験等との有機的連携の確保等に関する法律〕(仮称)

第三．第三者評価による大学評価制度の導入

一．定期的な第三者評価の実施

大学は、その水準の維持向上のため、全学的な教育研究等の状況、専門職大学院の教育研究活動の状況について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を定期的に受けるものとする。

二．評価結果の公表

認証評価機関は、大学の求めに応じ、認証評価を行い、その結果を当該大学に通知するとともに、公表し、文部科学大臣に報告するものとする。

法科大学院については、「認証評価」を実施する場合に適格か否かの認定をするなど、「認証評価」に特例。

法科大学院については、評価結果を文部科学大臣から法務大臣に通知。〔法曹養成のための法科大学院の教育と司法試験等との有機的連携の確保等に関する法律〕(仮称)

三．認証評価機関の認証

評価機関の認証は、申請により行われるものとし、評価の基準や方法、体制等、公正かつ適確に認証評価を行い得る一定の要件（以下「機関認証基準」という。）に適合しているときは、認証されるものとする。

四．認証評価機関に対する措置

認証評価の公正かつ適確な実施を確保するため、文部科学大臣から認証評価機関に対する報告や資料提出の求め、必要な改善の求め、さらには、認証の取消ができるようにする。

五．審議会への諮問

文部科学大臣は、上記の権限を行使するにあたっては、あらかじめ、審議会（中央教育審議会）に諮問し、その意見を聴いて行わなければならない。

法科大学院については、その審議会における調査審議に法曹が参画。
（「法曹養成のための法科大学院の教育と司法試験等との有機的連携の確保等に関する法律」（仮称））

第四．違法状態の大学に対する是正措置の整備

一．段階的な是正措置

現行制度上は法令違反等の場合は閉鎖命令の措置しかないが、文部科学大臣が、法令違反の大学に対し、改善勧告、変更命令、学部等の組織の廃止を命ずる措置を段階的に講じることができるようにする。

また、このような措置を命ずるために必要があると認めるときは、報告、資料提出を求めることができるようにする。

法科大学院については、認証評価機関による適格認定を受けられなかったときは、大学に対して報告又は資料の提出を求める。

（「法曹養成のための法科大学院の教育と司法試験等との有機的連携の確保等に関する法律」（仮称））

その結果、法令に違反していると認められれば勧告、変更命令等の措置を講じることができる。

二．審議会への諮問

文部科学大臣は、上記の権限を行使するにあたっては、あらかじめ、審議会（大学設置・学校法人審議会）に諮問し、その意見を聴いて行わなければならない。

法科大学院については、その審議会における調査審議に法曹が参画。
（「法曹養成のための法科大学院の教育と司法試験等との有機的連携の確保等に関する法律」（仮称））

第五．経過措置等

この法律は、平成15年4月1日から施行する。ただし、認証評価に係る改正規定は、平成16年4月1日から施行予定。

上記改正に伴い、私立学校法についても所要の規定の整備を行う。